

## 8 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和5年8月22日（火）
開催時間	午前10時00分
開催場所	青少年センター 3階 集会室
出席委員	村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	原田副教育長・小山教育監・太田次長・木下次長・辻内次長兼生涯学習課長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・齊藤人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長

【村本教育長職務代理者】 これより、7月定例教育委員会会議を開催します。本日は、浦上教育長が欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、私が教育長職務代理者として、本会議の司会進行を務めます。まず、本日の会議録の署名委員に藤井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。本日は水野委員が欠席となりますが、委員の過半数が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数を満たしておりますので、本会議は成立していること報告します。

では、次第1、8月定例教育委員会の会議録の承認について審議いたします。ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【村本教育長職務代理者】 ご異議ないものと認めます。それでは、7月定例教育委員会会議録につきまして、承認と決しました。

次に次第2、教育委員の報告に移ります。まず私から報告します。令和5年度小規模特認校施設見学会として、7月22日（土）に桂中学校、29日（土）に桂小学校に視察に行きました。前回視察した北山本小学校は、平日の開催であったため、保護者のみの参加でしたが、今回は学校休業日の土曜日であったため、両校とも保護者と子どもが同伴で参加されていたので、良かったと思いました。両校とも熱心に施設を案内され、それに応えるように、保護者も子どもも熱心に見学されていました。日頃の児童生徒の様子は、ビデオを用いた紹介でした。ビデオでは、児童生徒の様子が生き生きと表現されており、ご覧になられた皆様は、良い印象を持たれたかと思えます。私からの報告は以上となります。

他の委員の皆様から、報告事項等はありませんか。

【岩井委員】 8月5日（土）午後2時から、市立八尾図書館主催の夏休みビブリオパト

ル小学生大会が、青少年センターで開催されたので、参加しました。ビブリオバトルとは、本を紹介し合うゲームであり、皆で数冊の本の紹介を聞いて、その中から一番読みたいと思った本を投票で決めるというものです。司会進行は、八尾図書館の職員の方が担って下さいました。さすがに上手で、総勢 20 数名の参加者がいましたが、発表者の小学生だけでなく、会場に居た子どもも大人も一緒になって盛り上がり、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。このビブリオバトルは、随分前から長池小学校でも盛んに行っておられると聞いていますが、もっと広く、八尾市内の学校で取り組んで、本の楽しさを味わうとともに、図書館がさらに身近な場所になって欲しいなと願っております。

また、8月21日(月)午後4時半から水野委員が講師をしてくださった、教育委員会の指導主事を対象とした「いじめ被害の予防に何ができるのか」という研修会に参加させていただきました。いじめを減らすことに一定の効果があると言われる方策は、もうすでに各学校で、一生懸命、精一杯取り組んでくださっている現状の中で、ごく少数の取りこぼしが重大事案になっていること。そのような八尾の学校状況をしっかりと把握した上で、学校訪問をして、指導することが指導主事の役割であること。そして、学校訪問して指導する際には、今、学校が持っている欠席や遅刻や学力などのさまざまなデータを分析することによって、新たな方策を見つけ問題解決につなげている他市の事例を校長先生方に紹介すれば、うちもチャレンジしてみようかなと思ってくださるのではないかなというようなこと等、非常に具体的なアドバイスをしていただきました。指導主事の先生方には本当に頑張っただけ欲しいなと思っております。

【村本教育長職務代理者】 ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。ないようであれば、次に次第3、議案審議に移ります。請願第2号「2023年度1学期末の学校現場・子どもたちの状況報告と把握、それに対する対応を協議することを求める請願の件」について審議いたします。

原田副教育長、小山教育監、川添教育政策課長、打抜教育センター所長は、前の席へお越しください。

請願第2号「2023年度1学期末の学校現場・子どもたちの状況報告と把握、それに対する対応を協議することを求める請願の件」について、先に請願の取扱いについて、確認させていただきます。

令和5年8月3日に提出されましたこの請願第2号のうち、請願事項1については、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会請願等取扱要綱に規定する要件を満たしていることから、同規則第25条第1項の規定により、採決に係る処理は、先の定例教育委員協議会において、教育委員と協議しました。なお、請願事項2及び3については、すでに同趣旨の請願書が提出され、当該請願による教育委員会会議の議決をした日から1年を経過していないため会議には付議しません。

この後の進め方については、事務局から請願事項1の概要報告を受けた後、担当課の見解を聞き、教育委員とともに審議することとします。なお、同規則第25条第2項の規定に基づく、請願者の説明については、請願書に詳細に記載されているため、協議のとおり説明を求めません。

それでは、川添教育政策課長より、請願第2号のうち、請願事項1の概要について報告

願います。

【川添教育政策課長】 ただいま議題となりました請願第2号「2023年度1学期末の学校現場・子どもたちの現状報告と把握、それに対する対応を協議することを求める請願の内、請願事項1について、概要報告させていただきます。

本件は、令和5年8月3日に受理した請願につき、八尾市教育委員会会議規則第25条第1項の規定により、委員会に諮るものです。請願者は、服部氏と馬場野氏の連名での提出となります。請願内容については、請願事項1「2023年度から変更された特別支援教育の下での、この1学期の子どもたちや学校現場の状況を把握・報告し、今後の課題と対応を協議すること。」であり、請願理由は、お手元配付の請願書のとおりです。

請願事項1に関する概要報告については、以上のとおりです。

【村本教育長職務代理者】 次に、請願第2号のうち、請願事項1についての見解を、打抜教育センター所長から説明願います。

【打抜教育センター所長】 請願事項1「2023年度から変更された特別支援教育の下での、この1学期の子どもたちや学校現場の状況を把握・報告し、今後の課題と対応を協議することについて」であります。令和5年度における児童生徒の学びの場につきまして、当該児童生徒の障がいの状況や特性、心身の発達段階等を確認し、教育的ニーズと必要な支援について、保護者や本人、学校と教育委員会が合意形成を行いながら決定してまいりました。その結果、支援学級の設置数につきましては、小学校で15学級、中学校で20学級計35学級減少し、199学級の設置となっております。

一方、令和5年度の通級指導教室については、今年度6月の教育委員協議会でご説明させていただいたところですが、小学校25教室、中学校10教室、計35教室の設置となります。支援学級から通常の学級へ学びの場を変更した子どもたちを含め、通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちについても、巡回指導を含めて通級指導を必要とする子どもたちが全て自校で受けられるようになりました。これまで他校通級という選択肢しかなかった本人・保護者の負担も大きく軽減されるなど、昨年度までに比べて、より多様なニーズに応えられる体制が構築できたと考えています。

次に、子どもたちや学校現場の状況の把握については、市教育委員会としても、市内の支援学級に在籍する児童生徒及び通級指導教室を利用する児童生徒一人ひとりの特別の教育課程の編成状況の確認を行っています。また、担当者が学校訪問を実施し、現状の把握を行っています。今後も現状の把握等を行い、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるように努めてまいります。

【村本教育長職務代理者】 ただいま、請願事項1の見解の説明がありましたが、質疑等ないでしょうか。

【藤井委員】 請願者は、2023年度から特別支援教育が変更されたといっておられますが、方針が変更されたのでしょうか。

【打抜教育センター所長】 文部科学省通知は、「障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように取組みを推進するもの」で、本市としてもこれまで進めてきた「共に学び、共に生きる」教育を基本としたインクルーシブ教育を推進する方針に変わりはないと考えています。

【村本教育長職務代理者】 他にご質疑等ないでしょうか。

【岩井委員】 今年度は通級指導教室での指導を希望する子どものすべてが自校で通級指導が受けられているのでしょうか。

【打抜教育センター所長】 自校に通級指導教室が設置されていない子どもたちについては、拠点校の通級指導担当教員が当該校へ巡回し、通級指導を行っていますので、自校で通級による指導を受けることができます。

【村本教育長職務代理者】 他にご質疑等ないでしょうか。

【岩井委員】 通級指導教室の指導の内容ですが、基本、1対1の指導でしょうか。

【打抜教育センター所長】 現在は1対1で行っている学校が多いですが、ニーズが増えてくれば、同じような課題をもつ子たちと1対複数で行うことも今後あるかと考えています。

【岩井委員】 学びの場の検討がまだ必要な子どもはどれぐらいいますか。

【打抜教育センター所長】 令和5年6月現在では、139名となっています。

【岩井委員】 随分減ったなというふうに思います。確か昨年の夏の段階では、263名と聞いていたように記憶していますが、そのように減ったのはどういう理由とお考えでしょうか。

【打抜教育センター所長】 昨年の夏の段階では、今年度通級指導教室が設置されるかどうかということで、学びの場の選択を迷ってらっしゃる方が、いらっしゃったかと思いません。

今年度、通級指導教室が増設置されたことが、学びの場の検討が必要な子どもが減ったことの大きな要因の1つと考えております。

【藤井委員】 学びの場の検討が必要な子どもが139名いらっしゃるということは、合意形成に至ってないということだと思えます。その主な理由について教えていただけますでしょうか。

【打抜教育センター所長】 合意形成に至ってない理由は、様々あるかと思いますが、支援学級から通常の学級へと学びの場を変更することによる、環境の変化に対する不安が、一番大きいところだと考えております。今年度についても、少しずつ、通常の学級での学習の時間等を増やすなどして、不安を解消しているところです。

【藤井委員】 通級指導教室の設置に関して、課題と考えてらっしゃることがあれば教えてください。

【打抜教育センター所長】 通級指導教室の課題ですが、今年度、通級指導教室が増設置されたことに伴い、通級指導教室担当者の多くが、初めて通級による指導を担当する教員となっています。そのため、担当教員の育成が課題であると認識しています。教育委員会としましても、講師の方を招聘しての担当者会を年間 12 回、ブロックごとの担当者会を年間 11 回予定し、実施することによって、こどものアセスメントや子どもにわかりやすい授業や教材についての研究を進めるなど、担当者の資質向上を図っています。

【岩井委員】 通級指導教室を利用し始められて、保護者の方からの感想など、何か聞いていらっしゃるでしょうか。

【打抜教育センター所長】 現状としては、通級指導教室の利用が週に 1 時間から 2 時間という、指導時数となっていますので、もう少し時間をとってほしいという声もありますが、当該児童生徒の状況に応じた指導支援を行っていますので、子どもが安心して、落ち着いて行動できるようになるなど、少しずつ成果が見られているといった声もお聞きしています。

【藤井委員】 学びの場の検討は、保護者も子どもも迷われた方もいらっしゃるかと思いますが、市教育委員会としては、どのように進めてきたのでしょうか。

【打抜教育センター所長】 令和 5 年度における児童生徒の学びの場については、当該児童生徒の障がいの状況や特性、心身の発達段階等を確認し、教育的ニーズと必要な支援について、保護者や本人、学校と教育委員会が合意形成を行いながら決定してまいりました。

また、支援学級から通常の学級に学びの場を変更することを検討していた児童生徒で合意形成が得られなかった場合等については、引き続き支援学級に在籍したまま、令和 6 年度に向けて、段階的に通常の学級で過ごす時間を増やすなど保護者や本人が安心して学びの場の変更ができるようにするなど柔軟に対応しています。

【岩井委員】 先ほど 1 学期末時点での学びの場を検討がまだ必要な人数は 139 名とお聞きしました。再度、確認となりますが、これまでも課題を整理し、解決に向けた対策を講

じてこられたということですね。

【打抜教育センター所長】 そのとおりです。

【岩井委員】 それであれば、請願事項1に記載されている請願者が求める内容は、すでに実施しているということで、不採択が適当ではないかというふうに考えます。

【村本教育長職務代理者】 他にご質疑等ないでしょうか。なければ、採決に移ります。これまでの事務局からの見解説明と、質疑や委員のご意見等を総合的に判断しまして、請願第2号のうち、請願事項1につきましては、不採択とすることが適当だと思われませんが、ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【村本教育長職務代理者】 ご異議ないものと認めます。それでは「請願第2号 2023年度1学期末の学校現場・子どもたちの現状報告と把握、それに対する対応を協議することを求める請願の件」の内、請願事項1については不採択とすることに決しました。

原田副教育長、川添課長、打抜所長は、自席へお戻りください。続きまして、議案第25号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命（一部改選）の件」について審議いたします。提案理由について、齊藤人権教育課長より説明いたします。齊藤課長は前の席へお越しくください。それでは、提案理由を齊藤課長より説明願います。

【齊藤人権教育課長】 本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものです。提案理由ですが、9月末に今年度第1回目の協議会を開催するにあたり、人事異動等に伴い、変更となった委員の後任として補欠の委員を委嘱・任命する必要があるため、本案を提出する次第です。お配りしている資料「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）」をご覧ください。

本連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うもので、八尾市立学校の代表者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、学識経験者、市の関係課職員の委員20人以内をもって組織いたします。このたび、備考欄に旧委員の名前を記載している方、5人の委員を補欠の委員としてご提案するものです。補欠の委員の任期については、八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、令和5年8月22日から令和5年12月21日までです。

以上、誠に簡単な説明となりますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【村本教育長職務代理者】 他にご質疑等ないでしょうか。なければ、採決に移ります。議案第25号について、原案通り可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【村本教育長職務代理者】 ご異議ないものと認めます。それでは、議案第 25 号八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱任命一部改選の件について、原案通り可決いたしました。

小山教育監、斎藤課長は自席へお戻りください。続きまして、次第 4. その他についてですが、事務局から報告事項等あるでしょうか。

【事務局】 ありません。

【村本教育長職務代理者】 それでは、以上をもちまして、8月定例教育委員会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。